平成２３年（フ）第１６２号
千葉県印旛郡栄町安食2827番地５
債務者　早野　広子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６５号
千葉県佐倉市宮小路町４番地13
債務者　松井　敏哉
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５０号
千葉県君津市皿引239番地３
債務者　寄田　辰実
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５３号
千葉県袖ケ浦市蔵波台７丁目２番地１　Ｄ号
債務者　居城　花代（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２５９号
愛知県豊田市司町２丁目19番地　コーポラスさんご205号
債務者　猪原　徳次
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
埼玉県八潮市大字西袋572番地　栗原ハイツ第１―203
債務者　箱石　　登
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
埼玉県坂戸市千代田１丁目２番１号　エクレシアＢ棟201号室
債務者　西沢　邦夫
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０号
埼玉県秩父市山田2474番地６
債務者　山崎　和正
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第９９１号
北海道恵庭市相生町１番地の３
債務者　相澤　和利
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１５号
北海道江別市上江別西町52番地の17
債務者　村橋　郁子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３７号
札幌市中央区南14条西18丁目４番32号　アバニティイン伏見303号
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３８号
札幌市中央区南13条西11丁目１番６―101号
債務者　齊藤　　翼
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９３号
札幌市西区平和２条８丁目５番８号
債務者　田口　江美（旧姓駒井）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０３号
札幌市西区二十四軒３条７丁目４番38―106号
債務者　山崎　耕作
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１７号
札幌市北区新琴似１条３丁目２番15号
債務者　大友　政志
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５１号
北海道江別市朝日町30番地の４　ヴィラージュ朝日町103号
債務者　品川　静子（旧姓須藤・池松）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６５号
札幌市東区北７条東19丁目１番４―22号
債務者　冨山友記子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部